

# 仕 様 書

本仕様書は、救急救命東京研修所(以下「研修所」という。)における寝具等の賃貸借に係る契約の内容について定める。

1 契約期間 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

2 賃貸借数

(1) 前期用 4月1日～8月22日 : 300セット

(2) 後期用 8月31日～3月14日 : 300セット

(3) 追加分

① 重複期間女性用 8月23日～10月3日 : 3セット

② 国試対策授業用 2月10日～2月20日 : 3セット

③ 集中講座用 2月16日～3月6日 : 30セット

※日程は変更になる場合がある。

3 寝具等1セットの仕様

(1)布団類

| 区 分    | 数量 | 仕 様                                     | 備 考    |
|--------|----|-----------------------------------------|--------|
| 羽毛掛布団  | 1枚 | 150cm×200cm ダウン 95% 1.4kg<br>スモールフェザー5% | 夏期以外使用 |
| 羽毛肌掛布団 | 1枚 | 150cm×200cm ダウン 95% 0.4kg<br>スモールフェザー5% | 夏期使用   |
| ベッドパット | 1枚 | 100cm×200cm キルティング加工<br>綿 100%          |        |
| 毛布     | 1枚 | 140cm×200cm アクリル 100%                   | 夏季以外使用 |
| 枕      | 1個 | 33cm×46cm パイプ                           |        |

※ 夏期とは、概ね7月から9月とする。

(2)リネン類

| 区 分    | 数量 | 仕 様                        | 備 考 |
|--------|----|----------------------------|-----|
| シーツ    | 1枚 | 180cm×280cm 綿 100%         |     |
| 掛布団カバー | 1枚 | 150cm×200cm テトロン 70% 綿 30% |     |
| 枕カバー   | 1枚 | 40 cm×68cm 綿 100%          |     |

#### 4 寝具類の搬入及び搬出

##### (1) 搬入及び搬出の時期

|     |                                       |
|-----|---------------------------------------|
| 4月  | 前期用の寝具類を搬入する                          |
| 6月  | 羽毛肌掛布団を搬入し、羽毛掛布団と交換する。また羽毛掛布団と毛布を搬出する |
| 8月  | 前期用の寝具類を搬出し、後期用の寝具類を搬入する              |
| 10月 | 追加分①の寝具類を搬出する                         |
| 2月  | 追加分②③の寝具類を搬入する<br>追加分②の寝具類を搬出する       |
| 3月  | 追加分③、後期用の寝具類を搬出する                     |

(2) 搬入する寝具類は、全て新品もしくは新品からおおむね保温性・弾力性等が低下していないこととする。

#### 5 リネン類のクリーニング

リネン類は、2週間ごとにクリーニングを行い、西寮及び東寮の各階のリネン庫に搬入及び搬出するものとする。また、夏期(7月、8月、9月)中は、1週間ごとにクリーニングを行い、西寮及び東寮の各階のリネン庫に搬入及び搬出するものとする。

#### 6 布団類の乾燥

布団類は、次の時期に乾燥を行う。(保温性・弾力性の保持のため)

|        |                  |
|--------|------------------|
| 羽毛掛布団  | 4回(5、10、12、2月)   |
| 羽毛肌掛布団 | 1回(7月)           |
| ベッドパット | 5回(5、7、10、12、2月) |
| 毛布     | 4回(5、10、12、2月)   |

※ 2(3)②③については乾燥は行わない。

#### 7 その他

- (1) 寝具等の搬入及び搬出の詳細については、別途指示する。
- (2) 布団類の乾燥の際には、布団、ベッドパット、毛布につける荷札(1回3枚)を人数分用意すること。
- (3) 代金の支払いは、総額を分割月払いとする。
- (4) 納品数に変動が生じた場合は別途、双方で協議する。
- (5) この仕様書に記載のない事項については、研修所の指示及び承認を得るものとする。
- (6) 行事予定については、変更になることがある。その際には追って連絡するものとする。